

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和8年3月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

介護保険法施行令が改正されたことに伴い、保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設ける等所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成 12 年葉山町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 6 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 14 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において葉山町に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において葉山町に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により葉山町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第 17 項まで同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）」とする。
- 15 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2

第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において葉山町に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において葉山町に住所を有するもの（同法第294条第

3項の規定により葉山町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減額の特例)

19 第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、町長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全て

の世帯員について、附則第 14 項から前項までの規定により令和 8 年度分の保険料の算定において保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例の適用を受ける者のうち、町長が特に必要と認める第 1 号被保険者に対し、申請によらず当該者の令和 8 年度分の保険料を減額することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行令が改正されたことに伴い、保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設ける等所要の改正を行うこととした。

2 内 容

令和 7 年度税制改正により給与所得控除の最低保障額の引上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和 8 年度の介護保険料の算定に限り、合計所得金額の算定方法等を令和 7 年度税制改正前と同様とする特例を設けるとともに、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る減額措置を設けることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>附 則 1～13 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>14 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において葉山町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において葉山町に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により葉山町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から第17項まで同じ。)</u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者)に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に</p>	<p>○葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>附 則 1～13 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>15 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>16 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p>17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。</p> <p><u>（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において葉山町に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において葉山町に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により葉山町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p><u>（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>18 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。</u> <u>(令和8年度分の保険料の減額の特例)</u></p> <p>19 <u>第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、町長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、附則第14項から前項までの規定により令和8年度分の保険料の算定において保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例の適用を受ける者のうち、町長が特に必要と認める第1号被保険者に対し、申請によらず当該者の令和8年度分の保険料を減額することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。